

○三条市こども未来委員会条例

平成26年 3 月25日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、三条市こども未来委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法第77条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ て本市の子ども及び若者の育成支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募により選任された者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ る。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴

き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱する委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。